表5-1　精神及び行動の障害による長期病休者数及び全職員に占める割合の推移

	平成18年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数	3,849人 1.28%	3,468人 1.26%	3,376人 1.24%	3,450人 1.26%	3,389人 1.24%	3,295人 1.20%
男	3,032人 1.21%	2,772人 1.21%	2,731人 1.21%	2,773人 1.22%	2,691人 1.19%	2,586人 1.15%
女	817人 1.64%	696人 1.53%	645人 1.43%	677人 1.47%	698人 1.47%	709人 1.45%

（注）「精神及び行動の障害」には、「神経系の疾患」のうち「自律神経系の障害」に分類された者の数を含めて計上している。

⑶　国家公務員の死亡者数等の調査

職員の健康管理及び安全管理の向上に資するため、平成27年度中に死亡した一般職の国家公務員について「国家公務員死亡者数等調査」を実施した（３年に１度の「国家公務員死因調査」を実施しない年度に実施）。

平成27年度における在職中の死亡者は227人（死亡率（10万人に対する率）は82.9）で、前年度より25人減少（死亡率は9.0ポイント減少）した。死因では、病死が179人で前年度より13人減少し、災害死が48人で前年度より12人減少した。災害死のうち、自殺は35人で前年度より10人減少し、死亡率は16.4から12.8と減少した。

⑷　健康診断の実施状況等

各府省の報告を基に把握した平成27年度の一般定期健康診断の受診率は、前年度に比べ、全ての検査項目で低下した。総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）の受診者は、全職員の41.0％と、前年度に比べ0.7ポイント上昇した。なお、一般定期健康診断は、肺の検査、循環器検査、胃の検査など必要な検査項目について実施された。

また、有害な業務又は健康障害を生ずるおそれのある業務に従事する職員を対象とした特別定期健康診断の受診率は93.4％で前年度に比べ0.1ポイント上昇した。

２　安全の確保

⑴　職場における災害の防止

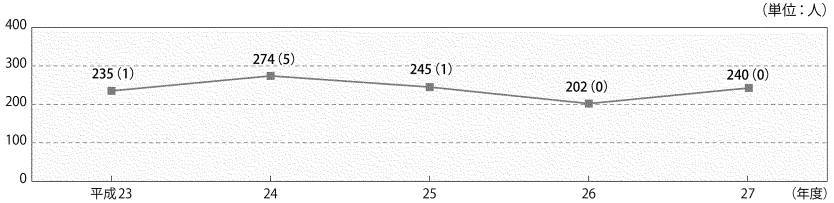
職場における災害の発生を防止し、安全管理対策を推進するために、各府省から職場における災害の発生状況等について報告を受けている。

平成27年度に職場で発生した災害による死傷者（休業１日以上）は240人で、前年度に比べ38人増加している。このうち死亡者は前年度に引き続き０人であった（図５－１）。

災害の発生状況を事故の型別にみると、「武道訓練」が前年度に引き続き最も多く、次いで「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「交通事故（道路）」となっており、これらの災害で全体の約５分の４を占めている（図５－２）。

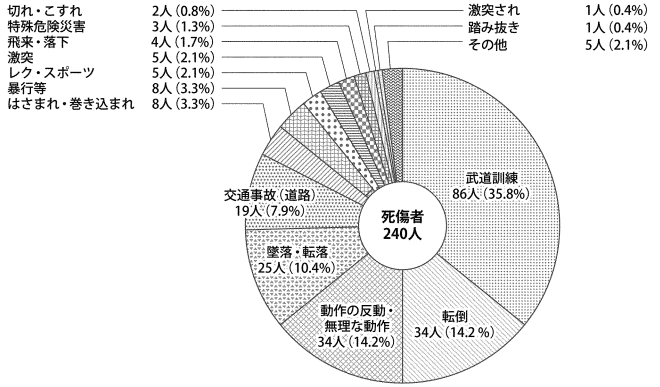
これらをまとめた災害状況については、各府省に情報提供し、類似の災害発生防止に向けて指導を行っている。

図5-1　死傷者数の推移〔休業１日以上（平成23～27年度）〕



（注）（　）内の数字は、死亡者数で内数である。

図5-2　事故の型別死傷者数〔休業１日以上（平成27年度）〕



⑵　設備等の届出等

各府省は、ボイラー、クレーン等安全管理上特に配慮を必要とする設備の設置等の際には、人事院に届け出ることとなっている。平成28年度は153件（設置117台、変更１台、廃止35台）の届出があった。

また、エックス線装置についても、同様に届け出ることとなっており、平成28年度は111件（設置63台、変更０台、廃止48台）の届出があった。

３　健康安全管理の指導及び啓発

⑴　健康安全管理の研修会

各府省の健康安全管理の担当者が健康安全管理に対する認識と実務についての理解を深めるよう研修会を開催している。平成28年度は、人事院の本院（参加者78人）のほか、北海道、中部、中国、四国及び沖縄の５地区（参加者302人）で開催した。

⑵　国家公務員安全週間・健康週間

健康安全管理の推進について、広く職員の意識の高揚を図るため、毎年７月１日から「国家公務員安全週間」を、10月１日からは「国家公務員健康週間」を実施している。各週間の実施に先立ち、職員からの標語の募集、人事院ホームページへの実施要領等の掲載、電子データで作成した職員向け広報資料を各府省の担当者に配信するなどしている。また、平成28年度は、各府省の安全管理担当者による安全対策会議を人事院の本院（参加者35人）のほか、東北、関東、近畿及び九州の４地区（参加者227人）で開催した。

４　原子力発電所等において発生した事故等への対応

原子力発電所等において重大事故が発生した場合、その収束のために必要な緊急作業に従事する原子力保安検査官について、人事院が特例緊急被ばく限度を定める旨の規則10―５（職員の放射線障害の防止）の改正を行い、平成28年４月１日に施行した。また、当該特例緊急被ばく限度を定め、速やかに通知するため、その具体的な手続をマニュアル化し、緊急時に対応することとした。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に対しては、規則10―13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）及び規則10―５等により、除染等業務等に従事する職員の被ばく線量の測定を義務付けるなど、引き続き、職員の放射線障害防止に努めている。

第３節　ハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメントについては、規則10―10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）等により、人事院、各省各庁の長及び職員それぞれの責務を定めるなど、その防止等を図っている。また、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアル・ハラスメントに該当することを明確にするため、同規則の運用通知を改正し、平成29年１月から施行した。